

三争点浮き彫りに

水俣病裁判 あす口頭弁論

熊地裁

水俣病患者家庭互助会の訴訟派
―代表渡辺栄蔵さん（七〇、二十八
世帯、百二十八―が、チッソ会社
（本社東京、江頭専社長）を相手
どり熊本地裁民事第三部（斎藤次
郎裁判長）に総額六億四千万円の
損害賠償（慰謝料）を請求した

「水俣病裁判」の第二回口頭弁論
が、十五日午前十時から開かれ
る。口頭弁論には原告の渡辺さ
んら患者のほか、訴訟派を支援す
る「水俣病対策市民会議」「水俣
病訴訟支援県民会議」など多くの
支援団体が傍聴する予定。

水俣病裁判はすでに原告側の訴
状、会社側答弁書などが提出され
ており、訴訟の争点は①水俣病の
因果関係②会社側の過失責任③会
社側と患者の間の見舞い金契約―
の三点が浮き彫りされている。
水俣病裁判の第二回口頭弁論の

開始で、イタイイタイ病（富山）
阿賀野川水銀中毒（新潟）四日市
ゼンソク（三重）と四大公害裁判
が出てゐるが、どの裁判も多数

の公害病患者が企業を相手に多額
の損害賠償（慰謝料）請求を起こ
したマンモス裁判で、結審までには
かなりの時間がかかりそうだ。

また、この裁判と並行して十月
末に厚生省の第三者機関「水俣病
補償処理委員会」が再び水俣市を
訪れ、訴訟一任派に具体案を示す
ことも考えられる。同処理委員会
の今後の動きが、全国公害紛争処
理のモデルケースとなることも考
えられ、注目されている。